

宮古島市建設工事取り抜け方式取扱基準

令和6年10月10日

市長決裁

1 目的

競争入札の落札者の決定にあたり、建設事業者の過大受注による品質の低下防止及び受注機会の均等を図ることを目的に、宮古島市が発注する一般競争入札における取り抜け方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

取り抜け方式とは、同一日の一般競争入札において、開札する工事が複数あるときに、落札者候補者を決定する工事の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定め、落札決定順位が上位の工事で落札者等となった者のその後の入札を無効として取り扱うことにより、順次その後の工事の落札者等を決定する入札方式をいう。

3 適用対象

(1) 取り抜け方式の適用対象とする工事は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 同一日に入札公告を行い、かつ、同一日に開札を行う工事
- ② 同一業種及び同一規模の工事

(2) 適用対象とする工事については、入札公告に明示し、入札参加者に周知する。

4 入札及び落札決定順位

(1) 入札順位は、予定価格の高いものから順に上位に設定する。

(2) 落札決定は、落札決定順位の上位の工事から行う。

5 適用の例外

落札決定順位が下位の工事において、取り抜け方式を適用することにより入札参加者が2者未満となる等、競争性が確保できないおそれがあるときには、取り抜け方式による入札を行わないものとする。

6 3の適用対象の決定は、宮古島市建設工事指名業者選定委員会要綱第2条第1項第2号の規定に基づき、宮古島市建設工事指名業者選定委員会が行うものとする。

附 則

この基準は、令和6年11月1日から適用する。